

- 6月21日（金）、総務省が「ため池の防災減災対策に関する調査結果」を公表。
- 主な調査結果と農林水産省の対応方針案は以下のとおり。農林水産省としては、調査結果を踏まえ、**ため池の防災減災対策の加速化**に向けて、地方公共団体への**支援の充実**を図っていく考え。

項目	総務省の主な調査結果及び意見	対応方針案
1 ため池の防災対策の実施状況		
（１）防災重点農業用ため池の指定状況	人的被害を及ぼすおそれのあるため池か否かの検討が不十分な事例あり。 ⇒ 検討漏れの確認の促進。	地方公共団体に対して、防災重点農業用ため池の指定の趣旨・考え方を改めて周知するとともに、ため池の周辺事情の変化を踏まえて、指定に漏れがないか確認するように促す。
（２）劣化状況評価等の実施状況	ため池の評価・防災工事には一定の時間を要する状況。 ⇒ 評価の結果等の公表の在り方の検討。	地域住民の避難行動の判断に寄与すべく、防災重点農業用ため池の評価の結果等の公表の在り方を検討する。
2 ため池の減災対策の実施状況		
（１）ハザードマップの作成状況等	住民の避難行動に必要な情報が適切に伝わらないおそれがある事例あり。 ⇒ ハザードマップの点検・不適切事例の解消の促進。	避難行動に必要な情報が地域住民に適切に伝わるよう、地方公共団体に対して、防災重点農業用ため池のハザードマップを点検し、不適切事例があれば、その解消を促す。
（２）避難情報の住民への周知状況等	災害時のため池の現況把握は現地確認に頼らざるを得ない状況。 ⇒ 設置事例の収集・情報提供。	緊急時において、防災重点農業用ため池の水位情報等の迅速な把握が可能となる水位計等観測機器の導入を促進するため、設置事例を収集し、地方公共団体に情報提供する。